

平成24年度の委員会運営方法について

1 付議事件

減災対策推進 特別委員会	減災及び防災対策の推進に関すること。
-----------------	---------------------------

(参考：平成23年度特別委員会)

安全安心都市 特別委員会	市民の生命を守る医療の充実と健康づくり及び火災、豪雨、地震などの災害への備えを強化し、災害に強い都市づくりなど、子供や高齢者を初めとした市民生活の安全安心の推進を図ること。 調査・研究テーマ：横浜市の総合的な震災対策について
-----------------	---

2 市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

- 付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取（学識経験者）などを行う。
- 委員会報告書は、付議事件に対する結論や一定の方向性を得たとき又は議員任期が満了するときに議長に提出するものとする。

3 委員会報告書の作成について

(1) 結論が得られ、最終報告を行う場合

- ・調査・研究の結果、付議事件に対する結論や一定の方向性が得られたときには、議長あてに委員会報告書を提出します。委員会報告書が提出され、付議事件の調査・研究が終了したことをもって、当該特別委員会は廃止されます。

※議員任期が満了するときにも委員会報告書を提出します。

(2) 一部の結論が得られ、中間報告を行う場合

- ・調査・研究の結果、付議事件の一部に対して結論や一定の方向性が得られたときには、議長あてに委員会中間報告書を提出します。

(3) 結論が得られなかった場合

- ・調査・研究の結果、引き続き検討が必要と決定されたときには、次期構成の委員会に活動概要を文書にて報告します。この場合には、当該委員会は次年度も継続して調査・研究を行います。